

【後期第9問】

C大学の学生甲・乙は、納得のいかない成績をつけた教授Aに腹いせをするために、Aが居住するマンション(RC造)に放火をしようと話し合った。

令和2年11月10日深夜2時頃、両名は新聞紙、ガソリンを入れたペットボトル等を用意し、周囲に人がいないことを確認したうえで、同マンション内に設置されたエレベーターに乗り込むと、両名ともに軍手を着用し、乙が新聞紙をかご内の床に敷き、これにガソリンを染み込ませた後、甲が所持していたライターで別の新聞紙に点火し、これを床に敷いてある新聞紙に投げつけて火をつけた。その結果、かごの壁面に設置してある化粧シート約0.3平方メートルが溶解し、気化し、一部は消失するに至った。しかし、かご本体は不燃性の建材が用いられていたため火は燃え移らなかった。また化粧シートが溶解する際には人体に有毒なガスが少なからず発生していた。甲、乙はすぐさまその場から立ち去り、野次馬に混ざってその後の様子を観察していた。そこから30分後には消防車が到着した。消防の消火活動によって、消火活動開始から10分程度で鎮火した。

甲、乙の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁判所第二小法廷平成元年7月7日決定